

不発弾処理に伴う費用負担に関する意見書

本年4月5日、本区有明一丁目のマンション建設敷地内において、米国製の500ポンド焼夷爆弾が発見され、同年6月5日に不発弾処理が無事に行われた。

ところが、その後、6月14日に加え7月16日にも同一敷地内の別の場所から同様の焼夷爆弾が次々と見つかり、本区は短期間に3回の不発弾処理を実施せざるを得ないという非常事態に陥った。

現在、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に根拠を置き自治体が関係機関の協力を得て不発弾処理を行っている。区民に身近な自治体としては当然の責務である。

しかしながら、今回の不発弾は先の大戦が原因であることから、当然国にもその処理に対する責任の一端があるにもかかわらず、自治体等が処理費用まで負担している現状は、国と自治体等の負担の均衡を失っている。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、不発弾の処理費用の全てを国庫負担とするよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和元年10月21日

江東区議会議長 米 沢 和 裕

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
財務大臣

} あて